

# 「文化庁京都移転に係るシンポジウム及びアイデアコンテスト開催業務」に係る提案書の募集要項

文化庁京都移転準備実行委員会（以下「本委員会」という。）では、文化庁京都移転に係るシンポジウム及びアイデアコンテスト開催業務について、企画力、実施能力等に最も優れた委託事業者を選定する提案書（プロポーザル）を募集しますので、参加希望者は以下の事項にしたがい応募してください。

## 1 事業の趣旨・目的

文化庁の京都移転について、その意義に対する理解を深めるとともに、機運を醸成するため、京都府、京都市及び京都商工会議所で構成される本委員会により、文化庁京都移転に係るシンポジウム及びアイデアコンテストを実施する。本業務をより効率的に実施するため、企画運業者の公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務の概要

- (1) 委託業務名 文化庁京都移転に係るシンポジウム及びアイデアコンテスト開催業務
- (2) 業務の内容 別添「業務仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 契約日から平成31年3月31日まで
- (4) 委託予定上限額 8,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 京都府税、京都市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府及び京都市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

## 4 応募手続

- (1) 問い合わせ先：○京都府政策企画部文化庁移転準備室  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（1号館5階）  
電話 (075)414-4320 F A X (075)414-4389  
電子メール：[bunkacho@pref.kyoto.lg.jp](mailto:bunkacho@pref.kyoto.lg.jp)
- 京都市総合企画局文化庁移転推進室  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
電話 (075)222-4200 F A X (075)212-2902  
電子メール：[bunkacyoiten@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunkacyoiten@city.kyoto.lg.jp)

(2) 募集要項等の配布

- ア 配布期間：平成30年7月19日（木）～平成30年8月8日（水）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所：上記（1）で配布するほか、  
京都商工会議所HP：[http://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/news\\_110160.html](http://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/news_110160.html)  
からダウンロードできる。

(3) 応募方法

参加意向確認書<別紙1>及び別記1の書類の提出をもって本募集に応募したものとする。

(4) 参加意向確認書

- ア 提出期限：平成30年7月27日（金）午後5時まで（必着）※提出期限後に到着した場合無効
- イ 提出先：参加意向確認書<別紙1>に必要な事項を記入の上、持参、郵送、電子メール、FAX  
（持参以外の場合は、電話連絡のこと）により（6）の提出先に提出  
※電子メール及びFAXの場合、企画提案書提出の際に原紙も提出すること

(5) 企画提案書作成に関する質疑応答

- ア 質問期限：平成30年7月27日（金）午後5時まで（必着）
- イ 質問方法：持参、郵送、電子メール、FAX（持参以外の場合は、電話連絡のこと）により（6）の提出先に提出
- ウ 質問様式：任意であるが、以下の項目を明記のこと。
- ・件名は、「文化庁京都移転に係るシンポジウム及びアイデアコンテスト開催業務に関する質問」とすること。
  - ・質問者の会社・団体名、部署名、担当者の役職、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
  - ・企画提案書の審査に係る質問には回答できません。
- エ 回答方法：参加意向確認書提出者に平成30年8月1日（水）までに電子メール又はFAXにより回答

(6) 企画提案書の提出期限及び提出先

- ア 提出期限：平成30年8月8日（水）午後5時まで（必着）
- イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
- ウ 提出先：（1）と同じ（京都府、京都市どちらでも提出可）

## 5 応募書類

(1) 提出書類

別記1のとおり

(2) 企画提案書の作成方法

業務仕様書に記載の事項を参照して、業務仕様書の項目ごとに、企画内容、提案事項、スケジュール等を図・表等を用いて作成し、別記1に掲げる書類とともに提出する。用紙はA4判とし、図表等A3判を使う場合折り込むこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 6 評価方法等

### (1) 評価基準

別記2のとおり

### (2) 評価方法

企画提案書及び価格提案書について、評価基準に基づき、意見聴取会議の意見（採点等）を聴取した上で評価する。必要な場合はプレゼンテーション及びヒアリングを実施する（日時及び場所は別途通知）。

### (3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を、契約相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方として選定する。

ウ 参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

エ ア、イ、ウに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 7 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表するものとする。

ただし、審査内容については公表しない。また、審査内容及び評価結果についての異議申立ては認めない。

## 8 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と本委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。なお、相手方の選定を受けた者は、契約に先立ち、納税証明書を提出しなければならない。

また、契約に関する費用（納税証明書、印紙代を含む）は、相手方の選定を受けた者の負担とする。

(2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条2項のいずれかの号に該当し、かつ、京都市契約事務規則第30条のいずれかの号に該当する場合、契約保証金は免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 9 その他

(1) 参加意向確認書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 参加提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本委員会から指示があった場合を除く。

(4) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書作成のために本委員会から受領した全ての資料は、本委員会の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。

(6) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて本委員会に帰属するものとする。

- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 受託者は原則として、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主要な業務以外について、あらかじめ本委員会の承諾を得たときは、この限りでない。